

第35回

弁護士からみた
環境問題の深層

高橋 大祐

真和総合法律事務所 弁護士／
日本CSR普及協会・環境法専門委員会委員OECD 多国籍企業行動指針改訂
が求める環境管理の高度化

2023年6月にOECD多国籍企業行動指針が改訂された。この改訂は、環境マネジメントシステムのプロセスを具体化すると共に、そのプロセスにおいて特に、バリューチェーンを通じた企業活動の環境への負の影響を評価・対処する、環境デュー・ディリジェンスを実施すべきことを強調した。また、気候変動・生物多様性などの個別の環境分野において企業が参照すべき国際合意等や実施すべき取組の内容も具体化した。

OECD指針は、企業に対する法的拘束力はないものの、OECD全ての参加国が承認した国際規範として、欧州をはじめとする各国規制に組み込まれたり、サステナビリティ開示・ESG投融資ルールにおいて参照されたりするなどして、日本企業にも多大な影響を与えている。そこで、本論稿では、環境管理に関連したOECD指針の改訂のポイントを解説すると共に、改訂OECD指針をふまえて企業が環境管理を高度化するにあたっての留意点や弁護士の役割について議論する。

1. OECD指針の環境管理における意義

1.1 OECD指針とは何か

OECD多国籍企業行動指針（以下「OECD指針」）^{*1}は、環境管理を含む「責任ある企業行動（RBC：Responsible Business Conduct）」に関する企業の行動指針である^{*2}。法的拘束力はないものの、全てのOECD参加国によって承認された国際規範として様々なルールに影響を与えている。1976年の策定後、6回改訂されており、直近の改訂は2011年及び2023年である。

OECD指針において特に中核的な行動規範は、第2章一般指針の章で、企業に対し、その事業活動・取引関係を通じた環境・社会に対する負の影響を評価・対処する「デュー・ディリジェンス（DD）」の実施を要請していることである。また、第3章情報開示の章で、財務上マテリアルな（重要性がある）情報に加えて、環境・社会に対する負の影響の観点でマテリアルな情報を開示する、いわゆるダブル・マテリアリティに基づく情報開示を推奨している点も重要である。

第4～11章は、RBCの各課題について章を設け、個別分野に関する行動指針を規定しているところ、環境管理については第6章に規定されている。

また、OECDは、OECD指針に基づくDDの方法を具体化するガイダンスとして、2018年に「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下「OECD・DDガイダンス」）^{*3}を公表しているほか、複数のセクター別DDガイダンスも発表している。

1.2 OECD指針の日本企業への影響

OECD指針は、以下のとおり、近年、国際規範としてEU規制をはじめとする様々なルールに組み込まれており、今後日本企業の環境管理にもより一層の影響を与えることが予想される。

① EU規制への網羅的な組み込み

EUにおける環境を含むサステナビリティ分野の開示・投融資・リスク管理に関する各種規制には、OECD指針に基づくDDの要素が網羅的に組み込まれている（表1）。これらの規制は企業に対し自社のみならずバリューチャー

表1 EU規制におけるOECD指針の組み込み・参照状況

EU規制の種類	OECD指針の組み込み・参照状況
企業サステナビリティ開示指令 (CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive) (2022年採択)	企業に対しDDプロセスの開示を義務付けているところ、OECD指針と整合する形でDDプロセスの開示を具体化したことも前文で明記。CSRDを具体化する欧州サステナビリティ開示基準 (ESRS: European Sustainability Reporting Standards) でも、様々な開示項目でOECD指針を参照文書として掲載。
サステナブルファイナンス開示規則 (SFDR: Sustainable Finance Disclosure Regulation) (2021年適用開始)	機関投資家等に対し投融資の環境・社会への主要な負の影響 (PAI: Principal Adverse Impacts) の開示を義務付けているところ、その前文ではPAIの評価にあたってOECDの機関投資家向けDDガイダンスを参照すべきことを明記している。SFDRの規制技術基準 (RTS: Regulatory Technical Standards) も、投融資がOECD指針と整合しているか否かに関する開示を要求すると共に、PAI指標の一部としてもOECD指針に違反しているか否かを列挙。
タクソノミー規則 (2020年採択)	環境上サステナブルな経済活動として分類されるための前提条件として、OECD指針との整合性を確保することを要求。
企業サステナビリティ DD指令案 (CSDDD: Corporate Sustainability Due Diligence Directive) (2022年欧州委員会提出、審議中)	企業に対しバリューチェーンを通じた人権・環境DDの実施を義務付けているところ、その前文は、OECD指針が人権DDを具体化かつ発展し、DDの適用を環境及びガバナンスの分野に拡大していることを規定。また、本指令のDDプロセスがOECD・DDガイダンスが規定する6つのステップをカバーしていることも前文で明記。

ンなど取引関係を通じた対応を求めるものである。そのため、日本企業も、EU規制が適用される企業や投資家との直接的・間接的な取引関係を通じて、これらの規制の対応が求められる可能性がある。

②サステナビリティ開示・ESG投融資の国際基準における考慮

国際的なサステナビリティ開示・ファイナンスの基準においてもOECD指針が参照されている。

サステナビリティ報告書の国際的ガイドラインGRIスタンダードは、マテリアリティの高い項目に関する報告を推奨しているところ、2021年改訂により、マテリアリティの特定にあたってはOECD・DDガイダンスに基づくDD実施を通じて環境・社会への負の影響に特定・評価すべきことを明確化した。また、2023年発表のISSBのサステナビリティ開示基準は、気候変動に関する開示に関して、Scope3のバリューチェーン排出量の開示を求めているところ、この点では、バリューチェーンを通じた環境管理を求めているOECD指針とも整合している。

また、ESG投融資の関係では、OECDは、機関投資家向けに、「機関投資家の責任ある企業行動」*4、銀行向けに、「責任ある企業融資と証券引受のためのデュー・ディリジェンス」*5と題するガイダンスを発表している。

③国際規範としての日本の実務への影響

日本政府は、OECD指針を踏まえて、日本企業に対し、環境・人権DDを促進・支援する観点から、様々なガイド

ライン等を発表している。

環境省は、2020年に環境DDに関するガイダンスとして「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 ～OECDガイダンスを参考に～」を発表し、また2023年には環境マネジメントシステム (EMS) を活用しながら環境DDを実践するためのハンドブックも発表している (3で詳述)*6。

また、日本政府は、2022年9月に、企業に対する人権DDの期待を明確化した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下「人権尊重ガイドライン」) を発表したところ、同ガイドラインもOECD指針やOECD・DDガイダンスなどの国際規範をふまえたものであることを明確化している。その上で、2023年4月には、日本政府は、政府調達参加企業に対し、人権尊重ガイドラインに基づく人権尊重を求めることを決定した。

さらに、2025年大阪万博の「持続可能性に配慮した調達コード」においても、サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等が、OECD指針やOECD・DDガイダンス等をふまえたDDを参照して、サプライチェーンが環境・人権などの持続可能性に与える負の影響 (持続可能性リスク) を適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて対策を講じ、調達コードを遵守するための体制を整備すべきことを明確化している*7。

④NCPにおける苦情処理メカニズムへの問題提起

企業にOECD指針違反が認められる場合、誰でも各国

相談窓口（NCP：National Contact Point）に問題提起を行うことができ、NCPにおいて問題解決の支援が行われる。

2023年OECD改訂では、NCPの透明性、実効性、機能的同等性を確保するために、(参加国間の)ピア・レビューやNCPの実効性に問題がある参加国に対する勧告などの手続が新設された。

そのため、今後、より多くの日本企業のOECD指針違反に関する問題提起がなされ、NCPを通じて問題解決が図られる可能性もある。

1.3 環境管理においてOECD指針を参照する意義

以上のルール形成を通じて、企業には、①法規制への対応、②取引先からの要請・期待への対応、③投資家・金融機関からの要請・期待への対応、④ステークホルダーによる苦情・問題提起への対応のいずれの観点からも、OECD指針を踏まえて環境管理を高度化することが求められるようになってきている。

実際に、弊職が支援する複数の日本企業においても、取引先から、CO₂排出量の測定・削減を含む環境取組に関して確認や要請を受ける場合が増加している。また、投資家や金融機関から、ESG評価の一環として環境管理の取組について評価を受ける機会も増加している。取組を怠れば、企業価値の毀損リスクが生じうる一方で、取組を推進すれば、取引先として競争優位性確保や投融資先としての魅力向上を含む機会も生じうる。

2. OECD指針の改訂内容

以下では、OECD指針の2023年改訂について、特に環境管理に関連する内容を解説する。

2.1 環境管理のプロセスの具体化と環境DDの重要性の強調

①環境管理のプロセスの具体化

改訂OECD指針は、第6章本文第1項において、企業に対し、環境に対する負の影響についてのリスクベースのDDの実施を含め、ライフサイクルを通じた企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境マネジメントシステムを構築・維持することを要請した。その上で、表2の通り、環境管理のプロセスを具体化している。

②環境DDの重要性の強調

OECD指針が要請する環境マネジメントシステムの維持・構築にあたって、重要性が強調され、その各プロセスに組み込まれているのが環境DDの実施である。

前述の通り、企業のDDの実施はOECD指針第2章において要請されているところ、本改訂では、OECD指針が勧告するDDプロセスがOECD・DDガイダンスが提示した6つのプロセス（図1参照）に基づくものであることが、OECD指針第2章注釈で明確化された。表2のとおり、OECD第6章が具体化した環境管理の各プロセスも、DDプロセスに密接関連していることがわかる。

表2 改訂OECD指針が示した環境管理のプロセス

OECD指針第6章本文第1項の項目・内容		関連するDDプロセス
a)	企業の事業活動、製品及びサービスに関連する負の影響に関する十分かつ適時の情報の収集・評価を行うことによって、自社の事業活動、製品及びサービスに関連した環境に対する負の影響を特定・評価する。事業活動が環境に対する重大な負の影響を生じさせる場合は、適切な環境影響評価を行う。	ステップ2 影響評価
b)	企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境に対する負の影響に対処し、環境パフォーマンスを向上させるため、測定可能な目的、目標及び戦略を策定・実行する。目標は、科学的根拠に基づき、関連する国の政策並びに国際的なコミットメント及び目標と整合し、ベストプラクティスを踏まえたものであるべきである。	ステップ3 負の影響の停止・防止・軽減
c)	戦略の実効性を定期的に検証するとともに、環境上の目的及び目標に対する進捗をモニタリングし、目的、目標及び戦略が引き続き意味のあるものであるかについて定期的な検証を行う。	ステップ4 追跡調査
d)	利用可能な最良の情報に基づいた、企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境影響についての十分かつ測定可能で、(該当する場合は)検証可能な適時の情報、及び1b項に記載された目標及び目的に対する進捗を、一般市民、労働者及びその他の関係するステークホルダーに提供する。	ステップ5 情報開示
e)	企業が引き起こした又は助長した環境に対する負の影響への対処に必要な是正を提供するか又はこれに協力し、また、環境に対する負の影響を引き起こした又は助長した他の事業体に対し、負の影響からの是正を行うために影響力を行使する。	ステップ6 是正

また、改訂OECD指針は、第2章で、DDプロセスの対象となる「取引関係」がバリューチェーン全体であることを明確化していることにも留意が必要である。また、DDプロセスにおいて、意義あるステークホルダーとの対話を実施することや、苦情申立者への報復を禁止することの重要性も協調された。第6章本文2でも「企業の事業活動、製品又はサービスに関連した環境に対する負の影響を受けている関連ステークホルダーとの間で、意義ある対話を実施する」ことが明記されている。

③環境管理における社会的影響に関するDDの実施

改訂OECD指針第6章の注釈70は、環境に対する負の影響が、健康・安全、労働者及び地域社会への影響、生計手段へのアクセス又は土地保有権等、人権としばしば密接に結びついていることを指摘している。

一方、同注釈は、気候変動対策のための脱炭素社会への移行が労働者に負の影響を与える懸念があるように、環境管理を通じて社会に負の影響が生じる危険性があることも指摘している。このような問題に対処し「公正な移行」を

実現するため、企業に対し、環境管理にあたって社会的影響に関してもDDを実施することを要請している。

2.2 環境の各分野、関連する国際合意等及び取組方法の具体化

①環境への負の影響の分野の具体化

改訂OECD指針は、第6章本文の前文で、企業が関与する環境への負の影響の種類として、a)気候変動、b)生物多様性の喪失、c)陸、海洋及び淡水の生態系の劣化、d)森林減少、e)大気、水、土壌の汚染、f)有害物質を含む廃棄物の不適切管理という6つの分野を具体的に列挙した。

②関連する国際合意の具体化

改訂OECD指針第6章1bは、企業に対し、環境管理にあたって、国際的なコミットメントに整合した環境目標を策定・実行することを要請している。第6章注釈66は、表3のとおり、参照すべき国際的コミットメント、国際合

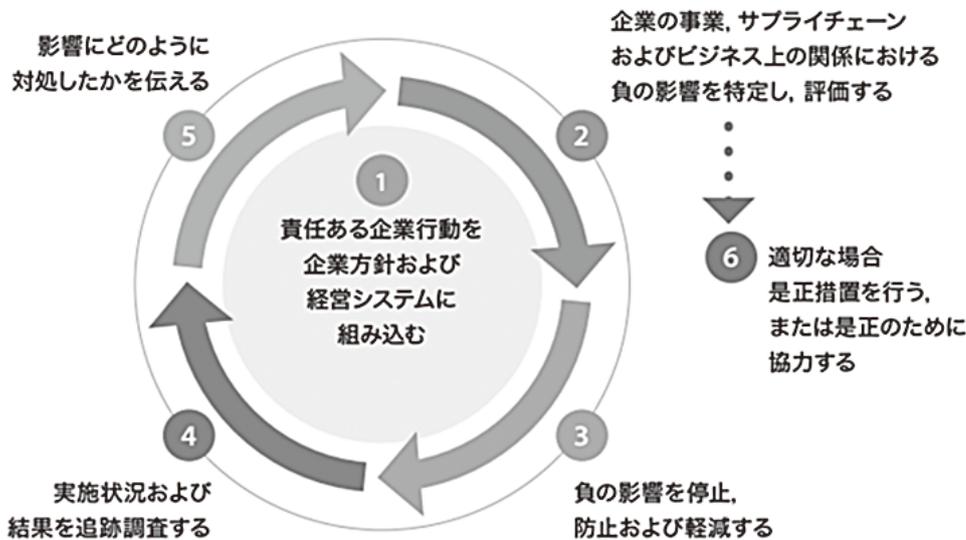


図1 OECD・DDガイダンスが提示するDDプロセスの6つのステップ

(出典：OECD・DDガイダンス日本語版21頁)

表3 環境目標設定・実施にあたって参照すべき国際合意等

種類	内容
国際的コミットメント	環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21（リオ宣言の一部）及び国連の持続可能な開発のための2030アジェンダに含まれる原則及び目標
国際合意	国連の気候変動枠組条約（UNFCCC）、パリ協定、生物多様性条約、昆明・モントリオール生物多様性枠組、環境に関する情報へのアクセス・意思決定における市民参加・司法へのアクセスに関する地域条約（オース条約）、国連砂漠化対処条約、環境に関する関連地域協定
規格・基準	環境マネジメントシステムに関するISO規格、国際金融公社の環境・社会パフォーマンススタンダード、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）等

意、規格・基準を具体的に規定している。

③各環境分野に対する取組方法の具体化

改訂OECD第6章は、その注釈において、気候変動・生物多様性・循環経済・動物福祉について取組方法を具体化している(表4)。

従前、個別の環境分野に関して企業の行動基準を具体化した国際規範はほとんど存在していなかった。その観点で、改訂OECD指針が具体化した取組方法は、今後様々なルールや紛争の場面で参照されることにより、企業に影響を与える可能性がある。

3. 改訂OECD指針をふまえた環境管理の高度化の実践方法

2に記載の通り、改訂OECD指針をふまえた環境管理の高度化にあたっては環境DDの実施が重要であるところ、日本企業はいかに環境DDを実践できるか?*8

3.1 CSR調達・EMSなど既存の取組から発展させる

①OECD・環境DD事例研究*9から得られた示唆

筆者は、OECDコンサルタントとして、2020~2021年に、日本企業の環境DD事例研究を担当する機会をいた

表4 OECD指針第6章が示した個別環境分野における取組方法

環境分野	関連箇所	取組方法のポイント
気候変動	注釈76・77	<ul style="list-style-type: none"> ●企業は、自社の温室効果ガス排出量及び炭素吸収源への影響が、利用可能な最良の科学(気候変動に関する政府間パネル[IPCC]の評価等)に基づく国際的に合意されたグローバルな気温目標と整合することを確保すべき。 ●これには気候変動の緩和及び適応に関する科学に基づいた方針、戦略及び移行計画の採用・実施、短期・中期・長期の気候変動緩和に関する目標の採用・実施・モニタリング・開示を含む。 ●目標は、科学に基づき、GHG排出総量に関する削減目標及び必要に応じて原単位ベースのGHG削減目標を含み、かつスコープ1・2排出量及び最大限の範囲で利用可能な最新情報に基づいたスコープ3のGHG排出量を考慮すべき。 ●企業は、排出源の除去又は削減を、オフセット、補償又はニュートラル化の措置に優先すべき。カーボンクレジット又はオフセットは、残余排出量に対する対策の最終手段として検討しうる。
生物多様性	注釈80	<ul style="list-style-type: none"> ●企業は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに遺伝資源の利用から生じる恩恵の公正かつ公平な共有に寄与すべき。 ●企業はまた、国連の持続可能な開発目標(特にターゲット15.2)、国連森林戦略計画2017-2030及び2030年までに森林の消失喪失及び土地の土壌劣化を食い止め好転回復させることを目指す2021年の森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言に則り、森林減少破壊を含む陸、海洋及び淡水の劣化を回避し、これに対応すべき。 ●国立公園、環境保存地域及びその他の保護区(ユネスコの世界自然遺産、生物多様性条約履行のための保護区及び国内法で規定された区域を含む)内の生物多様性並びに保護種に対する潜在的な負の影響に関する、より詳細なDDを実施すべき。 ●生物多様性に対する負の影響の防止又は軽減のための企業の取組は、生物多様性への影響軽減階層(防止→軽減→オフセット・回復)に基づくべき。 ●国の食料安全保障における土地、漁場及び森林の保有に対する責任あるガバナンスに関する自主ガイドライン(VGGTs)の中で記載されたように、土地、森林及び漁場の所有に対する責任あるガバナンスは、環境の持続可能な利用を支援する役目を果たしうる。
循環経済	注釈73	<ul style="list-style-type: none"> ●企業は、資源効率、循環経済及びその他のモデル等を通じ、持続可能な消費及び生産の慣行を採用することが奨励される。 ●循環経済は、製品及び原材料が、再使用、修理、再製造、リサイクル又は回収でき、それ故、経済の中で、それらの原料となる資源と共に可能な限り長く維持できるように設計されるモデルである。また、循環経済では、廃棄物、特に有害廃棄物の排出が回避又は最小化され、温室効果ガス排出も防止・削減される。
動物福祉	注釈85	<ul style="list-style-type: none"> ●企業は、国際獣疫事務局(WOAH)の陸生動物衛生規約と整合する動物福祉の基準を尊重すべき。 ●企業は、関係する国際機関が策定した生きた動物の輸送についての指針を遵守すべき。

表5 OECD・環境DD事例研究の調査結果

DDプロセス	DDプロセスに関連した日本企業の行動例
1 方針策定	<ul style="list-style-type: none"> ・責任ある企業行動に関する期待事項および企業方針の調達方針等への組み込み ・契約またはその他の書面による合意書の活用 ・サプライヤー等に対するリソースや研修の提供
2 影響評価	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲なスコーピングの実施 ・サプライチェーン・マッピング ・契約関係の先にあるビジネス上の関係先（一次サプライヤーより先の下位サプライヤー）の関連情報の取得 ・ステークホルダーとの対話の実施
3 負の影響の停止・防止・軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤー等に対する影響力の行使 ・構造的な問題への対処 ・リスク対処のための積極的な措置の実施
4 追跡調査	<ul style="list-style-type: none"> ・DDの実施状況の検証
5 情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・DDの実施状況の報告
6 是正	<ul style="list-style-type: none"> ・事業レベルの苦情処理メカニズムの強化

だいた。この事例研究では、電気機器・IT、小売、自動車部品、食品素材加工、メガスポーツイベント運営など様々なセクターの日本企業の環境DDの取組状況を調査し、OECD・DDガイダンスが示したDDプロセスの6つのステップ（図1参照）がどのように実践されているかを調査したものである（表5）。

この事例研究において判明したことは、日本企業は意識せずとも、CSR調達やEMSなどの取組を通じてOECD・DDガイダンスをふまえた環境DDの一部を行っていることである。そのため、環境DDをゼロから始めるのではなく、既存の実務をDDの基礎として活用しつつこれを発展させることが有益である。

②環境省が作成した環境DDハンドブックの活用

環境省は、2023年5月に「環境マネジメントシステム(EMS)を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践」と題する環境DDに関するハンドブックを発表しており*10、筆者も検討会の委員として議論に参加する機会をいただいた。

同ハンドブックは、多くの日本企業が導入しているISO 14001などのEMSにおける要求事項とOECD指針が求める環境DDを比較して、環境DDにおけるEMS活用のポイントを説明しつつ、既存のEMSだけではDDの実践に不足しがちな留意点も説明しており、参考となる。

同ハンドブックは、OECD指針の本改訂前に公表されたものの、OECD・DDガイダンスをふまえ、環境DDを実践する上での重要な考え方として、①「責任ある企業行動」としての実施、②ステークホルダーとの対話、③防止・軽減する負の影響の種類と目標の特定、④リスクに相応した実施と優先順位付け、⑤一連のDDプロセスの継続的な実施、⑥バリューチェーン全体への目配り、⑦是正措

置の実施又は実施への協力を挙げている。

これらの多くは、2に記載の通り、OECD指針の本改訂においても強調・具体化されたポイントでもあるため、本改訂内容をふまえ、環境管理をさらに高度化することが期待される。

3.2 人権DDと関係付けながら発展させる

多くの日本企業は、政府の人権尊重ガイドラインの公表をふまえ、人権DDの実施に取り組み始めている。

国連総会は、2022年、「クリーンで健康かつ持続可能な環境へのアクセス」が普遍的な人権であることを宣言する決議を採択している。前述の通り、OECD指針も、環境への負の影響が人権への負の影響と密接に関連していることや環境管理にあたって他の社会的影響を考慮することの重要性を強調している。

以上からすれば、環境DDの実施についても、人権DDとも関連付けながら実施することが効果的かつ効率的である。実際、欧州諸国では人権・環境双方のDDの実施が義務づけられている。

とはいえ、人権DDと環境DDでは様々な違いが存在することにも留意が必要である。環境DDにおいて特に課題となるのは、環境への負の影響については、例えば温室効果ガスの排出など、集団的かつ境界を越えた被害を助長するものも多く、影響を受けるステークホルダーを特定できない場合もある。このような場合、特定のステークホルダーとの対話を行うことが困難な場合もある。OECD・DDガイダンスは、このような場合には、ステークホルダーの信頼できる代表者または代理組織（例えば、NGO、代表者である公共団体等）との関与が有効であると指摘している。それと共に、専門家（例えば、学識者、NGO、

現地の組織等)と協議して、特定の問題や状況について助言を求めることも推奨している(日本語版50・51頁)。

また、人権分野では、国際人権章典やILO中核的労働基準などで企業が尊重すべき国際人権の内容が明確化されている一方、環境分野では、企業が環境DDにあたって参照すべき国際的な環境基準が明確ではないことに課題があった。ただし、OECD指針の本改訂により、環境目標設定・実施にあたって参照すべき国際合意や各環境分野における企業の取組方法が一定程度明確となっており、企業にはこれらの指針に即した環境管理が今後より一層求められる。

3.3 求められる弁護士の役割

上述のような企業の環境管理の高度化を支援するために、弁護士も積極的な役割を果たすことが期待される。

1で説明した通り、企業の環境管理は、いまや自主的取組を超えて、OECD指針などの国際規範はじめ様々なルールへの適合性が強く求められる時代となっている。これに伴い、弁護士も、OECD指針などの国際規範や各国規制・ソフトローに整合した環境管理を企業に対して助言・支援することができる。筆者も、企業・金融機関から、環境管理を含むサステナビリティ対応の国際ルールへの整合性に関して監修・助言を求められる場合が増えている。

また、2で説明した通り、改訂OECD指針はバリューチェーンを通じた環境管理の必要性を強調している。取引関係を通じた環境管理のためには、弁護士の支援を受けながら、取引先との契約においてサステナビリティ条項を導入・運用することが有益である^{*11}。筆者も、どのような契約条項を導入するか、また実際に取引先において環境・人権に関するリスクが判明した場面にどのような対応を行うかについて、企業に対し具体的な助言を行っている。

さらに、2で説明した通り、改訂OECD指針は、環境管理にあたって、ステークホルダーとの対話を行い、ステークホルダーの苦情を適切に処理し是正を行うためのメカニズムを強化することも要請している。そのため、このような対話促進や紛争解決にあたっても弁護士は積極的な役割を果たすことができる。筆者も、実際に企業が環境・人権問題に関する苦情申立・問題提起を受けた際に、その苦情処理・紛争解決に関して助言・支援も行っている。

筆者も企業の環境管理の高度化を効果的に支援できるように引き続き尽力すると共に、筆者が所属する日本CSR普及協会環境法専門委員会のメンバーと共に環境管理における弁護士の役割に関してさらに研究・検討を進めてみたい。

- *1 OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct
- *2 2023年改訂により、OECD指針の名称にも、「責任ある企業行動に関する」OECD多国籍企業行動指針であることが追記された。
- *3 OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct and OECD、OECDウェブサイト (<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>) 参照。
- *4 Responsible business conduct for institutional investors 和訳は、環境省ウェブサイト (https://www.env.go.jp/policy/JP_RBC-for-Institutional-Investors.pdf) 参照。
- *5 Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting 和訳は環境省ウェブサイト (<https://www.env.go.jp/content/900495907.pdf>) 参照。
- *6 https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/post_38.html
- *7 https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf
- *8 拙著「環境デュー・ディリジェンスの意義と実践方法：責任ある企業行動及びサプライチェーンに関するルール形成をふまえて」環境管理2020年5月号も参照されたい。
- *9 <https://mneguidelines.oecd.org/case-studies-on-environmental-due-diligence-english-version.pdf>
- *10 <https://www.env.go.jp/content/000131115.pdf>
- *11 拙稿「サステナビリティ契約条項の導入・運用」ビジネス法務2023年5月号参照。